

## 生計分析調査の概要

### 1 調査の概要

生計分析調査は、都内の世帯（農林漁家及び単身者等の世帯を除く。）を対象として生計収支の調査を行い、収入階層、生計支出階層、世帯形態、世帯人員別及びその他世帯の特性による集計結果を通して、都民のくらしむきの実態を明らかにし、都行政における福祉、労働、消費者対策、その他社会、経済上の各種施策を立案、実施するための基礎資料を提供することを目的に、昭和47年7月から実施している。

この調査は、都が行う重要な統計調査として、東京都統計調査条例（昭和32年東京都条例第15号）及び東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査の指定等に関する規則（平成3年東京都規則第25号）の規定に基づき、都指定統計（指定統計調査第2号）に指定されている。

### 2 調査の沿革

昭和21年4月、28都市について「緊急都市家計調査」が物価庁により実施されたが、その内容は、勤労者について行われる「都市家計調査」のほか「農家家計調査」及び「農家生計費調査」の3種に分かれ、そのうち「都市家計調査」は労働省に移管されたが、昭和23年3月、この調査は、各都市の実情に即して実施することが適当であるとの要望に応じて、国の事業としては中止された。以後、各都府県市においては、それぞれ独自の家計調査を実施していた。

都はこれを受け継ぎ、昭和23年4月「東京都家計調査」として発足し、世帯主年齢30～45歳、世帯人員3～6人の勤労者世帯200を調査し毎月公表してきた。昭和27年4月より、調査対象を400に倍化し（区部）また、標準農家世帯100（郡部）をも調査したが、昭和28年4月に、調査対象の適格要件を、世帯主年齢28～40歳、世帯人員4人、5人へと変更し「東京都標準世帯家計調査」と改称した。その後、耐久消費財調査の併行（昭和28年10月）、農家調査の廃止（昭和30年4月）などを経て昭和39年1月に至り、世帯細分化の傾向に応じ（昭和35年国勢調査）調査対象の要件を変更して、世帯主年齢31～45歳（子供1人、2人の場合の妻の平均年齢に結婚差年齢を加えて夫の年齢を算出）、世帯人員3～5人とし「東京都生計調査」と改称した（区部430、市町村部70）。

昭和39年12月より、勤労者世帯の生活実態を総合的にとらえる「特別調査」（年1回）を併行して実施した。

しかし、昭和46年10月に決定された東京都生計関連指標作成方針に基づき、これまでの調査は昭和47年3月で打ち切り、同年7月から「東京都生計分析調査」と改称し、468世帯を調査し、これに総務省の家計調査分528世帯を加えて、996世帯（区部636、市部348、町村部12）を集計分析することになった。その後、昭和53年、家計調査の区部で12世帯削減され、家計調査の516世帯を含め984世帯（区部612、市部372）に変わった。

平成15年から、生計分析調査の区部で192世帯削減され、家計調査の516世帯を含め792世帯（区部408、市部384）に変わった。

### 生計分析調査年表

昭和47年7月	調査対象世帯数 996 (区部 636、区部調整係数 2.00)、収支分類最小項目 278、用途分類 104 項目で発足
昭和53年1月	調査対象世帯数 984 (区部 624、区部調整係数 2.00)
昭和54年1月	収支分類最小項目 525、用途分類 106 項目に拡大
昭和56年1月	国の家計調査の収支項目分類の大改正に伴い、従来の生計支出5大費目を10大費目とするなど、収支分類最小項目 560、用途分類 176 項目に拡大。調査対象世帯数 984 (区部 624、区部調整係数 1.67)
昭和58年1月	調査対象世帯数 984 (区部 624、区部調整係数 1.5)
昭和60年1月	収支分類最小項目 557 項目に整理統合
昭和62年1月	収支分類最小項目 534 項目に整理統合
平成2年 1月	収支分類最小項目 540 項目に拡大
平成4年 4月	収支分類最小項目 539 項目に整理統合
平成5年 1月	調査対象世帯数 984 (区部 612、区部調整係数 1.40)
平成7年 1月	収支分類最小項目 552 項目に拡大
平成10年1月	調査対象世帯数 984 (区部 600、区部調整係数 1.37)
平成12年1月	収支分類最小項目 554 項目に拡大
平成14年1月	収支分類最小項目 556 項目に拡大
平成15年1月	調査対象世帯数 792 (区部 408、区部調整係数 1.91)

### 3 調査の対象

生計分析調査の調査対象世帯は、都内の世帯である。ただし、次に挙げる世帯は調査対象から除外している。

- (1) ・耕地 10 アール以上を耕作して農業を営む世帯  
・耕地 10 アール未満の世帯及び耕地を耕作しない世帯のうち、農業粗収益が前記規模から得られるものと同等以上の世帯
- (2) 林業を営む世帯
- (3) ・漁船を使用して海面又は内水面において漁業を営む世帯  
・漁船を使用しなくても、定置網漁業、内水面養殖業又は海面養殖業を営む世帯
- (4) 単身者世帯
- (5) 外国人世帯
- (6) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む）を営む併用住宅の世帯
- (7) 賄い付き同居人のいる世帯（素人下宿）
- (8) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- (9) 世帯主が長期間不在の世帯

#### 4 調査世帯の選定

標本調査の資料としては、平成12年国勢調査の結果を用い、農林漁家世帯及び単身者世帯を除く約317万世帯を対象として標本設計を行った。

- (1) 標本の抽出には、層化3段抽出法を用いた。第1次抽出単位として区市町村、第2次抽出単位として調査単位区（隣接する国勢調査調査区二つで1調査単位区を構成）第3次抽出単位として世帯を抽出する。

第1次抽出単位である区市町村を選定する際、人口規模、人口増加率、人口集中地区人口比率、非農林漁家比率等を考慮して選定した。

- (2) 調査単位区は、平成12年国勢調査調査区のうち、特別調査区（森林、公園、学校、大きな病院等）、水面調査区を除いた一般調査区全域を対象とする。

調査単位区数は、区市町村の対象世帯数を考慮して決定する。

調査単位区を選定は、まず、区市町村を当該区市町村に配分した調査単位区数の2分の1に地域分割し、次に、分割した地域を原則として18の国勢調査の一般調査区からなるブロックに分け、それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。抽出したブロック内をさらに二つに区分し、それぞれの区分地域から調査単位区を選定する。調査単位区は、そのブロック内で1年に1回交替する。ブロック内で交替が終わった場合は、次のブロックに進み、調査単位区の交替を同様にして行う。

- (3) 調査世帯数は、総務省の家計調査の調査世帯数516世帯をふくめて、792世帯とし、1調査単位区当たり6世帯調査する。調査世帯は6か月間調査し、7か月目に他の世帯と交替するが、その交替は、結果利用と実査面を考慮して、1単位区、6世帯を単位として行い、全体としては、毎月約6分の1の調査単位区で交替する。

#### 地域別調査世帯数及び抽出率

地域	調査世帯数	家計調査	生計分析調査	抽出率	集計調整係数
区部	408	408	-	1/5200	1.905
市町村部	384	108	276	1/2730	1.000
計	792	516	276	-	-

調査世帯の選定は、調査員が作成する調査単位区内に居住するすべての世帯を記載した単位区世帯名簿から対象外世帯を除外して、勤労者世帯と勤労者以外の世帯別に乱数表を用いて行う。勤労者世帯と勤労者以外の世帯別の割当世帯数は、名簿上の比率にしたがう。

#### 5 調査方法

調査方法は、世帯票、家計簿及び年間収入調査票の3種を用いて行う。

- (1) まず、調査を引き受けた世帯について、世帯員及び住居に関する事項を世帯票(第3号様式)により、調査員が質問調査する。
- (2) その後、6か月間、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうち無職世帯については、家計上の収入及び支出を、勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)については、家計上の支出のみを、調査世帯が自ら家計簿(第1号様式)に記入する。なお、家計簿は、1か月を2期に分け、月2冊を調査世帯に配付し、半月ごとに調査員が収集する。
- (3) 記入開始1か月目の2期に、過去1年間の税込みの収入を年間収入調査票(第2号様式)によって自計調査する。

## 6 集計方法

調査票は、調査員を通じて東京都へ提出される。生計分析調査分の世帯の家計簿等は、提出前に調査員が内容審査を行った上、電算集計用の符号付けをして都に提出する。都は、さらに、詳細な内容審査をした後、総務省統計局のデータと合算して集計する。

集計に当たっては、地域別に調査世帯の抽出率が異なるため、集計世帯数が母集団の大きさの約2700分の1になるように定めた集計調整係数を区部調査世帯の収支項目ごとに乗じて平均値を推計している。

## 7 標本誤差率

平成16年の標本誤差率は次のとおり推計される。

世帯区分	集計区分	標本誤差率
全世帯	消費支出	3.6%
勤労者世帯	実収入	2.5%
	消費支出	4.8%